

# 大分県報

令和三年  
号外（七四）  
十二月十七日

（金曜日）

## 目次

規則	大分県有財産規則の一部改正
規則	衛生関係使用料及び手数料徴収取扱規則の一部改正
規則	計量関係検査手数料等徴収規則の一部改正
規則	大分県会計規則の一部改正

## ○規則

大分県有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十四号

### 大分県有財産規則の一部を改正する規則

大分県有財産規則（昭和三十九年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

#### 附則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。

衛生関係使用料及び手数料徴収取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十五号

### 衛生関係使用料及び手数料徴収取扱規則の一部を改正する規則

衛生関係使用料及び手数料徴収取扱規則（昭和三十五年大分県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附則  
この規則は、令和四年一月四日から施行する。

計量関係検査手数料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十六号

### 計量関係検査手数料等徴収規則の一部を改正する規則

計量関係検査手数料等徴収規則（平成十二年大分県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第二条中「若しくは」を「又は」に改める。

#### 附則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十七号

### 大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中「第二百三十一条の二第六項の」を「第二百三十一条の二の三第一項に規定する」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「クレジットカード」を「納付事務」に改める。

第六十五条第十号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

別表第一中「東京都中央区」を「東京都千代田区」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年一月四日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和三年

年十二月二十日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第六条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定による指定を受けている者に対するこの規則による改正前の大分県会計規則第三十五条の二及び第六十五条第十号の適用については、なお従前の例による。この場合において、同規則第三十五条の二中「地方自治法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第六条の規定による改正前の地方自治法」とする。